

佐用町  
子ども・子育て支援事業計画  
【平成29年9月改訂版】

佐 用 町

# 目 次

## 第1章 計画の基本理念と施策体系

1	計画の基本理念	2
2	計画の基本目標	3
3	施策体系	4

## 第2章 施策の展開

1	子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり	6
	(1) 教育・保育の提供区域の設定	
	(2) 教育・保育サービスの充実	
	(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実	
	(4) 質の高い教育・保育の推進	
2	子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	17
	(1) 妊娠・出産の支援	
	(2) 子どもとその家族への健康支援	
	(3) 虐待防止への支援	
	(4) 発達に対する支援	
	(5) 障がい児施策の充実	
	(6) 医療給付制度の充実	
3	子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり	20
	(1) 子育て支援ネットワークづくり	
	(2) 子どもの健全育成の推進	
	(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	
	(4) 安全・安心なまちづくりの推進	
	(5) 次世代の親の育成	
	(6) 食育支援	
4	子育てと仕事が両立できる環境づくり	23
	(1) 子育てと仕事が両立できる就労環境の充実	
	(2) 男女共同参画の意識啓発	

## 第3章 計画の推進

1	計画の推進に向けた役割	26
2	計画の推進に向けた連携	28
3	計画の進行管理	30

## 第1章

# 計画の基本理念と

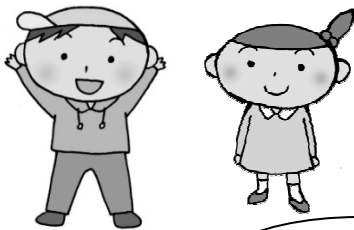
# 施策体系

## 1 計画の基本理念

少子化や核家族化の進行をはじめ、就労環境等がめまぐるしく変化する今日、子育てに負担感や孤独感を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に少なからず影響を与えています。そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、園等が子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分に尊重される子育て社会をつくりあげていくことが求められています。

このような状況の対応に向けて、本計画では、これまでに推進してきた「佐用町次世代育成支援行動計画（後期計画）」から継承すべき基本的な視点を踏まえつつ、現在策定中の「佐用町地域福祉計画」と整合性をとりながら、教育・保育の質の向上、父親と母親をはじめとする家族の協力による子育て、行政、民間、地域の連携等、まち全体をあげて子育てを支援していきます。

こうした子育て支援の実現を通じて、次代の主役である子どもがのびのびと育っていくことは、佐用町に元気や活力があふれることにつながっていきます。そのようなまちの実現に向け、下記を計画の基本理念として定めます。



**のびのび佐用**

**みんなが笑顔で育つまち**



## 2 計画の基本目標

この計画の基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

### (1) 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

核家族化や共働き家庭の増加により、子育て家庭の負担感が増加しています。こうした状況に加え、就労状況の多様化に伴い、保護者が求める教育・保育の内容や時間帯、サービスの水準についてのニーズも多様化しています。このような社会潮流の中においても、すべての子どもの健やかな育ちを実現するため、質の高い教育・保育を推進するとともに、多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

### (2) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

子どもが健やかに生まれ、育つことができる環境の実現に向けて、「健康さよう 21（佐用町健康増進計画）」との連携を図り、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防等を目的とした健康相談等の充実に努め、子どもとその家族の健康を実現するための支援を推進します。また、虐待に遭った子どもや障がいのある子ども等、支援を必要とする子どもに対して手厚い支援を行い、多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

### (3) 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

まちが一体となって子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスを推進します。特に、各主体が連携を取りながら子育て支援ネットワークを充実させ、子どもと親双方の育ちを支援していきます。また、「佐用町教育振興基本計画」に基づき、「夢ある教育」の理念のもと、心豊かな人づくりに努めるとともに、「佐用町食育推進計画」による子どもの発達段階に応じた食育の推進を図ります。さらに、子どもを安心して生み育てることができる安全なまちを目指して、警察や保育園、幼稚園、学校、地域等が連携を強化するとともに、住環境、道路環境、公共施設等の整備を推進し、子どもがのびのびと育つことができる環境づくりに努めます。

### (4) 子育てと仕事が両立できる環境づくり

男女ともに子育てをしながら働きやすい社会を実現すべく、ワーク・ライフ・バランス、男女や世代間の意識改革、様々な価値観を認め合う地域づくりや男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。さらに男性が子育てに積極的に参加できるよう企業へ働きかけ、子育て家庭に配慮した企業の取り組みを促進すると同時に、家族全体で協力して子どもを生み育てていくことができる環境づくりに努めます。

### 3 施策体系

【佐用町次世代育成支援行動計画(後期計画)を引き継いだ施策展開】

基本理念

基本目標

施策の展開

のびのび佐用  
みんなが笑顔で育つまち

1. 子どもの成長を支える  
教育・保育の環境づくり

- (1) 教育・保育の提供区域の設定
- (2) 教育・保育サービスの充実
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (4) 質の高い教育・保育の推進

2. 子どもが健やかに生まれ  
育つ環境づくり

- (1) 妊娠・出産の支援
- (2) 子どもとその家族への健康支援
- (3) 虐待防止への支援
- (4) 発達に対する支援
- (5) 障がい児施策の充実
- (6) 医療給付制度の充実

3. 子ども・子育てを地域で  
支え合う環境づくり

- (1) 子育て支援ネットワークづくり
- (2) 子どもの健全育成の推進
- (3) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (4) 安全・安心なまちづくりの推進
- (5) 次世代の親の育成
- (6) 食育支援

4. 子育てと仕事が両立できる  
環境づくり

- (1) 子育てと仕事が両立できる就労環境の充実
- (2) 男女共同参画の意識啓発

## 第2章

# 施策の展開

# 1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

## (1) 教育・保育の提供区域の設定

### 区域設定に対する国の考え方

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

本町における教育・保育の提供区域は、全町的な取り組みやまちの構想に基づき、町民の移動実態を踏まえた施設・事業の整備等、敏速かつ柔軟に対応できるといった点を加味して、広域的に圏域を捉え、1圏域に設定します。





## (2) 教育・保育サービスの充実

### ① 前提となる事項

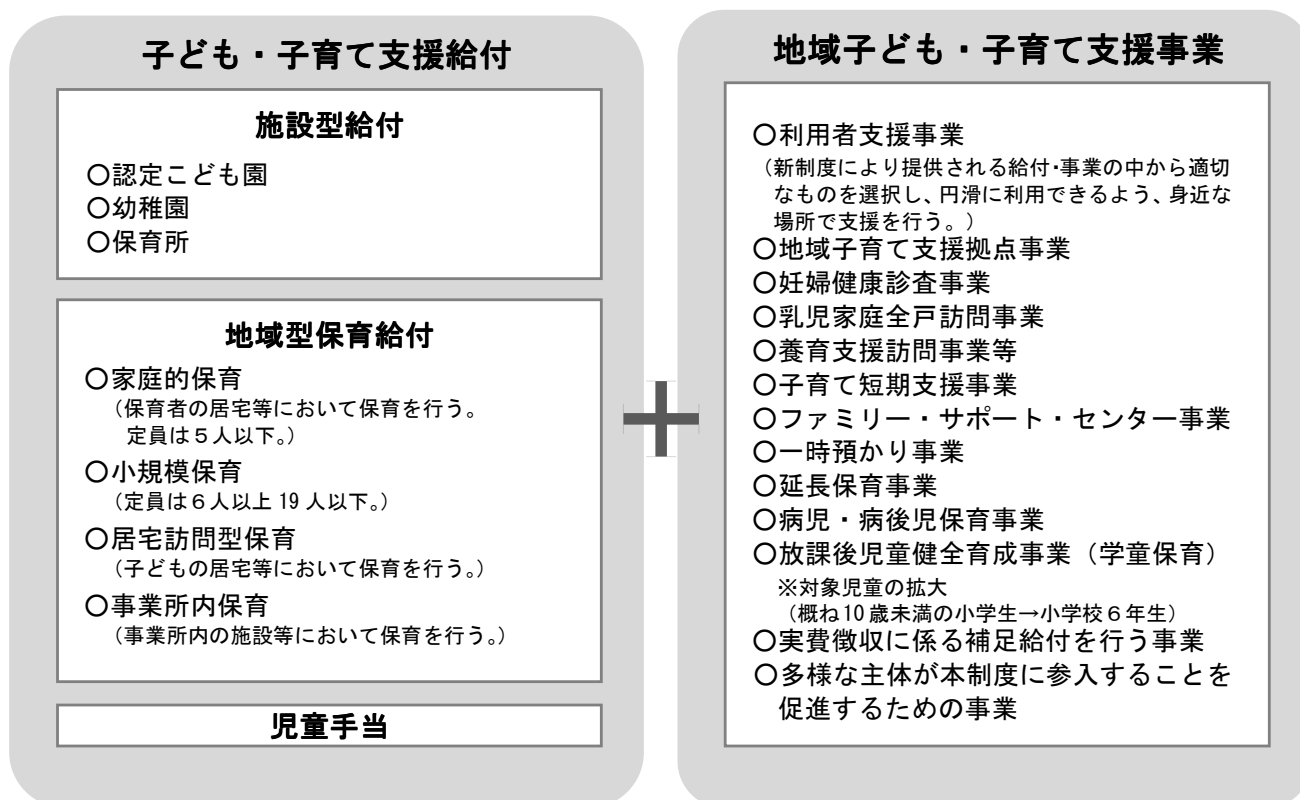
#### 国の考え方

- 当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- 認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。  
 ※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠等について透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論等)  
 ※量の見込みについては、国の「算出のための手引き」を利用する。  
 ※平成30年度以降の量の見込みについては、平成27年度及び平成28年度の実績から

#### ■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

#### ■子ども・子育て支援新制度の全体像



## ②教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

### ■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位(実人/年)

項目	平成 27 年度				平成 28 年度				
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	合計	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	合計	
①量の見込み(必要利用定員総数)	32	265	115	412	31	261	113	405	
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	32	265	115	412	31	261	113	405
	地域型保育事業			0	0			0	0
②-①	0	0	0		0	0	0	0	
実績(利用者数)	32	274	105	411	42	266	107	415	

項目	平成 29 年度				平成 30 年度				
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	合計	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	合計	
①量の見込み(必要利用定員総数)	31	261	109	401	(29) 35	(240) 239	(106) 102	(375) 376	
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	31	261	109	401	(29) 35	(240) 239	(106) 102	(375) 376
	地域型保育事業			0	0			0	0
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	
実績(利用者数)	40	260	110	410					

※平成29年度実績(利用者数)は見込値  
・以下同様

※平成30年度・平成31年度の上段()書きは当初計画値  
・以下同様

※実績値は、確認を受けない施設利用者を含む

項目	平成 31 年度				
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	合計	
①量の見込み(必要利用定員総数)	(28) 34	(236) 235	(103) 99	(367) 368	
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	(28) 34	(236) 235	(103) 99	(367) 368
	地域型保育事業			0	0
②-①	0	0	0	0	

小学校就学前の施設としては、幼稚園と保育園の2つが多く利用されてきました。新制度では、これらの幼稚園と保育園に加え、両方の良さをあわせ持つ施設(認定こども園)の普及を促進し、身近な教育・保育の場を確保していくこととなっています。そして、就学前から学校教育へのスムーズな接続を図るとともに、近年の少子化に伴う園児数の減少と保護者のニーズを鑑みて、保育園の規模適正化を計画的に進めていきます。また、地域型保育事業(家庭的保育事業等)については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

#### ◆修正

・平成30年度及び平成31年度 1号認定の量の見込み及び確保の内容

(理由)平成27年度から第2子保育料免除制度も始まり、幼稚園への入園者数が増加した。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

#### ① 延長保育事業（時間外保育事業）

延長保育事業（時間外保育事業）は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間（標準時間：11時間、短時間：8時間）を超えて保育する事業です。

現在実施しておらず、保護者の就労形態の多様化等に伴う利用ニーズの動向を見ながら、実施できる施設、人員の確保等、実施に向けた取り組みを進めます。

#### ■延長保育事業(時間外保育事業)

単位(実人/年)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	31	30	30	(28) 0	(27) 0
②確保の内容	0	0	0	(0) 0	(27) 0
②-①	△31	△30	△30	(△28) 0	(0) 0
実績(利用者数)	0	0	0	/	

#### ◆修正

- ・平成 30 年度 確保の内容、平成 31 年度 量の見込み及び確保の内容  
(理由) 幼稚園が認定こども園へ移行されなかったため。

#### ② 放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象とし、授業終了後の活動や遊び場を通し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、小学6年生までが対象となります。

平成 29 年度より南光地域、三日月地域においても実施し、各地域 1 か所（計 4 か所）の提供体制により実施しています。

#### ■放課後児童健全育成事業(学童保育)

単位(実人/年)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
①量の見込み	低学年	82	76	70	(69) 95	(68) 94	
	高学年	42	42	40	(40) 24	(37) 22	
	合計	124	118	110	(109) 119	(105) 116	
②確保の内容		90	90	110	(109) 119	(105) 116	
②-①		△34	△28	0	(0) 0	(0) 0	
実績	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	4 箇所	/		
	利用者数	低学年	69 人	76 人	96 人	/	
		高学年	13 人	10 人	25 人	/	
		合計	82 人	86 人	121 人	/	

◆修正

- ・平成 30 年度及び平成 31 年度 量の見込み及び確保の内容  
 (理由) 平成 27 年度からの第 2 子保育料免除事業がスタートしたことと、平成 29 年度から南光地域及び三日月地域で学童保育事業を開始した。

③ 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

子育て短期支援事業 (ショートステイ) は、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設等で休日・宿泊を含め一時的に児童を預かり、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

利用者のニーズに対応し、平成 28 年度より児童養護施設を受け入れ先として提供体制を確保しています。

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

単位(人日/年)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	0	(0) 14	(0) 14
②確保の内容	0	0	0	(0) 14	(0) 14
②-①	0	0	0	(0) 0	(0) 0
実績(利用者数)	0	14	14		

◆修正

- ・平成 30 年度及び平成 31 年度 量の見込み及び確保の内容  
 (理由) 平成 28 年度に 2 人の利用実績があり、児童養護施設と事業委託契約を締結したため、今後の利用も想定。

④ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

親子交流や育児相談、子育てに関する情報提供を行うなど、子育て支援の主たる場としての提供体制の充実に努めます。また、まちの子育てひろばとの連携を図りながら、各地域、団体における子育て支援に取り組みます。

■地域子育て支援拠点事業

単位(人回/年)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4,164	4,092	3,948	(3,840) 2,808	(3,708) 2,779
②確保の内容	4,164	4,092	3,948	(3,840) 2,808	(3,708) 2,779
②-①	0	0	0	(0) 0	(0) 0
実績(利用児童数)	2,997	2,866	2,837		

※量の見込みは、利用すると見込まれる児童数

※改訂後は年間見込値に変更

◆修正

- ・平成 30 年度及び平成 31 年度 量の見込み及び確保の内容  
 (理由) 利用実績による。平成 27 年度に 4 地域に所在していた地域子育て支援センターを 1 か所に集約したため、利用者が見込値より減少したと思われる。

⑤ 一時預かり事業

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、就学前までの児童を対象に、保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れ等でリフレッシュしたい時等に利用できる一時預かり事業があります。

平成 29 年度現在、幼稚園での一時預かり 1 か所、保育園での一時預かり 6 か所を実施しています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

■幼稚園での一時預かり

単位(人日/年)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		1,779	651	651	(600) 2,371	(590) 2,308
②確保の内容		1,779	651	651	(600) 2,371	(590) 2,308
②-①		0	0	0	(0) 0	(0) 0
実績	箇所数	1 園	1 園	1 園	/	
	利用者数	1,111	2,622	2,496		

※定期的な利用意向を含む

◆修正

- ・平成 30 年度及び平成 31 年度 量の見込み及び確保の内容  
 (理由) 利用実績による。平成 28 年度より幼稚園の入園者数が増加したことと、当初計画で、平成 28 年度に認定子ども園へ移行予定であったが移行されなかったため。

■その他の一時預かり

単位(人日/年)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		1,600	1,571	1,544	(1,460) 490	(1,422) 490
②確保の内容		1,600	1,571	1,544	(1,460) 490	(1,422) 490
②-①		0	0	0	(0) 0	(0) 0
実績	箇所数	7 園	7 園	6 園	/	
	利用者数	487	489	490		

◆修正

- ・平成 30 年度及び平成 31 年度 量の見込み及び確保の内容  
 (理由) 利用実績による。当初の推計値より利用が少なかった。

## ⑥ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気または病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育園・医療機関等に併設された専用室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。平成 29 年度より町内医療機関（1 か所）へ委託し、提供体制を確保しています。

### ■病児・病後児保育事業

単位(人日/年)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	681	669	658	(621) 120	(605) 120
②確保の内容	0	0	0	(0) 120	(605) 120
②-①	△681	△669	△658	(△621) 0	(0) 0
実績(利用者数)	0	0	120		

#### ◆修正

- ・平成 30 年度及び平成 31 年度 量の見込み及び確保の内容  
(理由) 平成 28 年度までは、事業未実施。平成 29 年度より医療機関へ事業委託したことによる。

## ⑦ ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業は、育児の援助をしたい方（提供会員）と、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で、相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

利用実績は少ないものの、公的サービスでは対応が難しいニーズに応える大切な事業であることから、今後は、依頼会員数と提供会員数のバランスを保ち、引き続き利用者のニーズに対応していきます。

### ■ファミリーサポートセンター事業

単位(人日/年)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	156	151	146	(141) 141	(136) 136
②確保の内容	156	151	146	(141) 141	(136) 136
②-①	0	0	0	(0) 0	(0) 0
実績(利用者数)	140	148	146		

## ⑧ 利用者支援事業

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う新たな事業です。

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応できるよう、利用者支援事業（母子保健型）により子育て世代包括支援センターの設置に向けた取り組みを進めます。

### ■利用者支援事業

単位(箇所)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	1	(1) 1	(1) 1
②確保の内容	1	1	1	(1) 1	(1) 1
②-①	0	0	0	(0) 0	(0) 0
実績	0	0	0		

※平成 29 年度までは未実施。平成 30 年度から利用者支援事業（母子保健型）を開始予定

## ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭（生後 2 か月までの新生児訪問を含む）を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

全戸訪問を達成できるよう、今後も訪問連絡を積極的に実施するとともに、訪問時以外でも相談ができるよう相談窓口の周知を図ります。また、支援が必要な保護者に対しては関係機関や地域が連携した支援を推進します。

### ■乳児家庭全戸訪問事業

単位(実人/年)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	92	89	86	(83) 103	(80) 101
②確保の内容	92	89	86	(83) 103	(80) 101
②-①	0	0	0	(0) 0	(0) 0
実績(利用者数)	90	107	105		

#### ◆修正

- ・平成 30 年度及び平成 31 年度 量の見込み及び確保の内容  
(理由) 利用実績による。里帰り出産含む。

## ⑩-1 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師及び保育士等の専門家が訪問等により養育に関する指導・助言及び家事の援助等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援が必要でありながら、自発的に支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行います。今後も継続して支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるよう努めます。

### ■療育支援訪問事業

単位（実人／年）

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	39	38	36	(35) 31	(34) 30
②確保の内容	39	38	36	(35) 31	(34) 30
②-①	0	0	0	(0) 0	(0) 0
実績(利用者数)	27	28	32		

#### ◆修正

- ・平成 30 年度及び平成 31 年度 量の見込み及び確保の内容  
（理由）利用実績による。

## ⑩-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性を強化するための取り組みや、ケース記録・進行管理台帳の電子化等を通じて、ネットワーク関係機関の連携を強化する取り組み等に対する支援を行うものです。

要保護児童対策地域協議会の運営をさらに充実し、虐待の早期発見及び早期対応に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、子どもとその家族を見守り、支援する体制の充実を図ります。また、関係する職員や、要保護児童対策地域協議会構成員の資質の向上に向けた研修等を実施していきます。



### ⑪ 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

すべての妊婦が、経済的な理由から、必要な時期に健診を受診せず出産に至ることのないよう、標準的な健診回数（14回）の公費負担を継続します。

#### ■妊婦健康診査事業

単位(実人/年)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	116	112	108	(104) 120	(101) 110
②確保の内容	116	112	108	(104) 120	(101) 110
②-①	0	0	0	(0) 0	(0) 0
実績(利用者数)	147	135	127		

#### ◆修正

- ・平成 30 年度及び平成 31 年度 量の見込み及び確保の内容  
(理由) 利用実績による。

### ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、低所得で生計が困難である支給認定保護者の子どもが、特定教育・保育施設等から保育の提供を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

今後は、助成しなければならない案件が発生した場合に備え、町の要綱等を整備します。

### ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を確保するための事業です。

今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて支援体制の検討を行います。

## (4) 質の高い教育・保育の推進

### ① 職員の資質向上

子どもたちの生きる力を育てていくためには、職員が資質向上に努めることが大切です。幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、子どもの最善の利益と乳幼児期に最もふさわしい生活の場を保障するために、職員一人ひとりが実践や研修等を通じて、職務の専門性を高めるとともに、職員同士の信頼関係と子ども及び保護者との信頼関係を形成していく中で常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って教育・保育にあたることができるよう努めていきます。

また、社会変化に伴う子どもたちの意識や行動の変化を把握し、一人ひとりの個性を尊重する教育・保育を目指し、その質の向上を図るため、指導力の向上に努めます。

### ② 就学前教育・保育から就学後の連携体制の整備

保育園・幼稚園から小学校へと環境が移行しても、子どもの持つ能力を伸ばすことができるよう、保育士による授業参観、教職員による保育参観、保育士・教職員による保幼小連絡会等を行い、指導方法や内容の連携を深めていきます。

今後は小1プロブレム（小学校に入学したばかりの1年生の学級において、「集団行動がとれない」「授業中に座ってられない」「教師の話を受けない」等の状態が数か月間継続し、学級が機能しなくなる状況のこと）の発生を防ぐため、就学前教育カリキュラム「つながりあうカリキュラム」を共通理解し、実施していきます。

### ③ 多様なニーズに応じた地域子育て支援事業の充実

従来の幼稚園、保育園等の施設だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる一時預かりや、身近な場所で子育て相談等が受けられる地域子育て支援拠点事業をはじめ、就学児童に安全・安心な居場所を確保する放課後児童健全育成事業（学童保育）等、地域の様々な子育て支援の充実を図ります。また、さよう子育て支援センター等を拠点とし、子育て家庭のニーズに応じて様々なサービスをマネジメントするなど、利用者の支援に努めます。

## 2 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

### (1) 妊娠・出産の支援

安全な出産のための知識の普及に努め、妊娠・出産に主体的に取り組むことができるよう支援します。また、不妊に悩む方に対する支援として、治療費助成や医療機関等の情報を提供します。

No.	事業名	内容
1	妊娠・出産支援事業	妊娠・出産支援事業として、妊婦健診助成事業とともに、「すてきなママになるための教室」を実施することにより、妊娠・出産に関する情報提供や不安の軽減を図るとともに、育児不安を軽減していくための相談支援を行います。
2	不妊支援事業	不妊治療費補助制度として、体外受精及び特定不妊治療を受けられた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るための治療費助成を行います。
3	不育症治療費助成事業	不育症治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不育症治療に要する費用の一部を助成します。

### (2) 子どもとその家族への健康支援

各種乳幼児健診や健康相談等を通じて、様々な不安を持つ乳幼児の保護者の育児不安を軽減し、子どもの発育や成長段階に応じた健康の維持・増進を支援します。

No.	事業名	内容
1	健診事業	各種乳幼児健診の受診率向上を目指すとともに、健診の結果、支援が必要な母子について適切な指導援助を行います。また、広報等で広く情報を周知し、未受診のないよう案内啓発に努めます。
2	健康相談・健康教育事業	子どもの成長段階に応じた発育、発達状況を確認し、適切な食事指導、歯磨き指導や相談支援を行うことで、育児に対する不安を軽減します。0歳児教室、すくすく健康相談、離乳食教室、ヨチヨチ健康相談、2歳児健康教室を実施します。
3	予防接種事業	子どもの健康を守るため、予防接種法で定められた予防接種の意義や重要性を十分に啓発し、その周知を図るとともに、その費用の一部を公費で負担します。
4	新生児聴覚検査費助成事業	新生児聴覚検査を受診することにより、早期に聴覚障害を発見し、できるだけ早い段階で適切な療育を受けられるようにするとともに、保護者に対し、検査に要する費用の一部を助成します。

### (3) 虐待防止への支援

子どもの人権が守られるよう意識の向上を図るとともに、必要に応じて要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携による児童虐待防止や発生後の迅速な対応に努めます。

No.	事業名	内容
1	児童虐待予防事業	関係機関等と連携して、児童虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応・支援を行います。また、電話・窓口相談や家庭訪問等を行うとともに、相談窓口の周知、虐待防止の啓発活動を行います。

### (4) 発達に対する支援

各種乳幼児健診や健康相談等を通じて、発達の遅れがみられる子どもに対して、早期発見、早期支援に努めるとともに、保護者に対する発達段階に応じた助言指導に努めます。

No.	事業名	内容
1	発達支援事業	各種乳幼児健診等のフォロー教室や保育園巡回相談を実施していく中で、育児不安を軽減し、障がいの早期発見、早期治療、早期療育に努め、医療機関と連携を取りながら子どもや保護者に対するフォローを行います。

### (5) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもとその家族が身近な地域で安心して暮らせるよう、年齢や障がい特性に応じた適切な専門的支援が受けられるよう取り組みます。

No.	事業名	内容
1	障がい児支援の充実	学校や支援施設、関係機関の連携を強化し、障がいのある子どもたちにとって生活しやすい環境をつくるとともに、家庭への適切な援助を行います。
2	療育相談事業	障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つことができるよう、また、親の不安や悩みを軽減し解消を図るため、療育相談事業を実施し、地域での療育環境の充実に努めます。
3	障がいがある子どもと家族への支援	障がい児に関するサービス利用等の情報交換の場や、同じ悩みや問題等を共有し相談できる場、行事を通して親睦を深める場として、イベントや各種研修会の開催等を支援します。

## (6) 医療助成制度の充実

子どもの健やかな育成と子育て家庭の経済的負担軽減のため、医療費を助成します。

No.	事業名	内容
1	医療助成事業	子育て家庭の経済的負担軽減のため、国等の動向を踏まえ、中学校卒業までの子どもの医療費の自己負担分を助成します。



### 3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

#### (1) 子育て支援ネットワークづくり

子どもの育ちや子育て等に係る様々な学習機会や交流の場の提供に努めるとともに、各種媒体を通じた子育て支援に関する情報提供の充実を推進します。また、子育てサークルへの参加や育成等を促進するとともに、活動についての情報提供を図ります。

No.	事業名	内容
1	子育て支援に関する情報発信及び相談支援の充実	子育て支援に関する情報を積極的に発信するとともに、情報の周知に努めます。また、相談体制を充実させるとともに、ママプラザ事業における行事を通じて、子育て家庭に親しみやすく、子育て支援センターに来てもらいやすい雰囲気づくりに努めます。
2	子育て応援グループへの支援	子育て家庭の親子を対象に、子育ての情報交換や仲間づくりの場として「まちの子育てひろば」を開催します。さらに、ママプラザ事業における会員を対象とした子育てサークルの育成・支援や、子育てグループへの積極的な働きかけを行うことで、親子間の良好な関係を築くとともに、子育て意識の醸成を図ります。

#### (2) 子どもの健全育成の推進

就学前児童からの子育て支援をはじめ、就学児童に対する放課後の居場所づくりを推進します。また、地域住民や関係団体の協力のもと、子どもの健全育成活動を推進します。

No.	事業名	内容
1	佐用町教育振興基本計画の推進	明るい夢や希望を持ち、思いやりの心を大切にしながら、生涯を通じてふるさと佐用を愛し、広く社会に貢献できる人材の育成に努めます。
2	放課後子ども総合プランの推進	国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、また放課後の居場所づくりの観点から、学童保育と放課後子ども教室の連携を図ります。
3	地域における子どもの健全育成の推進	子どもの健全育成を推進していくために、子育て支援に係る関係団体の学習活動・交流及び青少年育成団体の活動への支援、町青少年育成センターによる相談や巡回補導に取り組みます。また、町青少年問題協議会を開催し、青少年の指導・育成等に関する必要な事項を調査審議し、関係機関の連絡調整を図ります。

### (3) ひとり親家庭の自立支援の推進

子どもたちの置かれている環境に関わらず、心身ともに健やかに育つことができるよう、ひとり親家庭への支援を推進します。

No.	事業名	内容
1	児童扶養手当事業	保護者と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の安定と、自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。
2	福祉医療費助成事業	母子・父子家庭等医療費助成として、ひとり親と高校卒業までの子どもの医療費の自己負担分を助成します。
3	低所得家庭への経済支援事業	小中学校就学援助制度として、経済的理由によって、就学が困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に教育費の補助を行います。また、保育料や学童保育料等の負担軽減を行います。

### (4) 安全・安心なまちづくりの推進

子育て家庭が安心して外出できるよう、交通安全対策を推進するとともに、犯罪のない安全なまちづくりへ向けた取り組みを推進します。また、子育て家庭の利用に配慮し、道路・施設等の改善を図ります。

No.	事業名	内容
1	防犯環境の整備	安全・安心なまちづくりを推進するため、防犯灯の設置及び維持管理や防犯カメラの設置補助、自主防犯組織である「まちづくり防犯グループ」による声かけや見守り運動を実施します。
2	交通安全対策の推進	警察と連携し、交通安全教室や道路通行練習等の交通安全教室を実施することで、交通安全に対する意識の醸成を図るなど、引き続き充実した取り組みを推進します。
3	道路・施設等におけるバリアフリー化の促進	子どもや妊産婦、子ども連れの親等すべての人が安心して外出できるよう、道路や公園、公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化を促進するとともに、通学路や歩道等の点検及び危険な箇所の改善を行い安全を確保します。また、施設のバリアフリー化の推進を検討します。
4	公園等の遊び場の整備	子どもたちが安全に遊ぶことができるよう、公園や緑地の整備を進めるとともに、公園等の遊具の安全面について、適正な管理を行います。

## (5) 次世代の親の育成

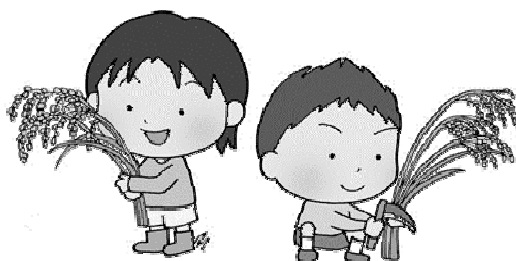
各種ボランティア活動や体験・交流活動を通じて、男女が協力して家庭を築くことや子どもを  
 生み育てることの意義について、教育・広報・啓発を図ります。

No.	事業名	内容
1	中高校生と乳幼児との 交流事業	中高校生が家庭の大切さや子どもを生み育てることの喜び、楽しさ、意義を知り、次世代の親としての自覚と責任や社会性を育むため、ママプラザ事業の一環として、乳幼児とふれあう機会の提供を行います。
2	結婚・妊娠・出産・育児の 切れ目のない支援の推進	結婚・妊娠・出産・育児における切れ目のない支援が必要であることを踏まえ、各関係機関と連携し、ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援を推進します。

## (6) 食育支援

家庭はもとより、保育園、幼稚園、学校、地域、農業生産者等の「食」に関わるあらゆる関係機  
 関・団体等が連携し、健康な心身と人間性を育むため、食育の推進を図ります。

No.	事業名	内容
1	学校給食における食育の 推進	学校給食を通して、「食」に関する様々な学習項目を体験し、「食」の持つ多様な側面に気づき、「食」の大切さを学ぶことができる取り組みを一層充実させます。また、学校給食の食材に地元農産物等を使用し、子どもが地域の産業や自然に関心を持ち、生産者への感謝と地域の食文化について理解を深めることができる取り組みを推進します。
2	ライフステージに合った食 育の推進	妊娠期から授乳期、離乳食期へとライフステージに合った食事の支援を行います。また、児童、生徒に対し、食文化の伝承や将来の健康な身体作りのための食事づくりについて、関係団体と連携を図り推進します。





## 4 子育てと仕事が両立できる環境づくり

### (1) 子育てと仕事が両立できる就労環境の充実

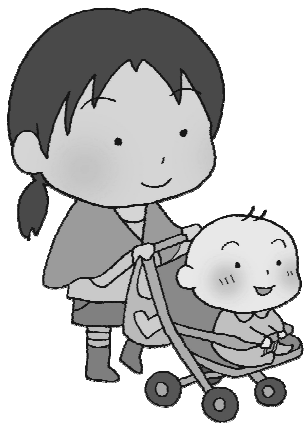
子育て家庭が安心して子育てと仕事、そして地域での生活が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に取り組みます。

No.	事業名	内容
1	子育てと仕事が両立できる就労環境づくり	子育てと仕事が両立できる就労環境を実現するために、企業の視点から取り組みを推進することが重要です。ゆとりある豊かな家庭生活を確保するため、完全週休2日制やノー残業デー運動、年次有給休暇取得促進等の労働時間短縮や、パートタイム労働、在宅勤務等の多様な就労形態への支援に向けた啓発を行うとともに、育児休業制度の定着推進についても、関係機関と連携しながら、様々な機会と媒体を通じた情報の周知に努めます。

### (2) 男女共同参画の意識啓発

子どもの健やかな育ちを実現するためには、男女がともに子育てにおける役割を果たすことが必要です。子育てを協力し合いながら進めていくことができるよう、男女共同参画の意識づくりを図ります。

No.	事業名	内容
1	男女共同参画の意識啓発	男女共同参画社会の実現に向け、町民の意識が高まるよう情報提供を行うとともに、講座の開催等、男女共同参画の理解をより深めるための取り組みを行います。また、家庭における男女共同参画の促進に向けた取り組みを行うことで、一層の啓発活動に努めます。



## 第3章

# 計画の推進

# 1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て家庭への支援の必要性等について深く理解するとともに、それを自らの問題と捉え、主体的に取り組んでいく必要があります。

そのために、本町や県はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等が各主体に応じた役割を果たすとともに、相互に連携・協働していくことが求められます。

## (1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に推進しつつ、本計画の達成に向けて、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、ホームページや広報等の様々な媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

## (2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとで、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

## (3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての子どもが地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

## (4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスを取りながらも、多様な働き方が選択できる、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

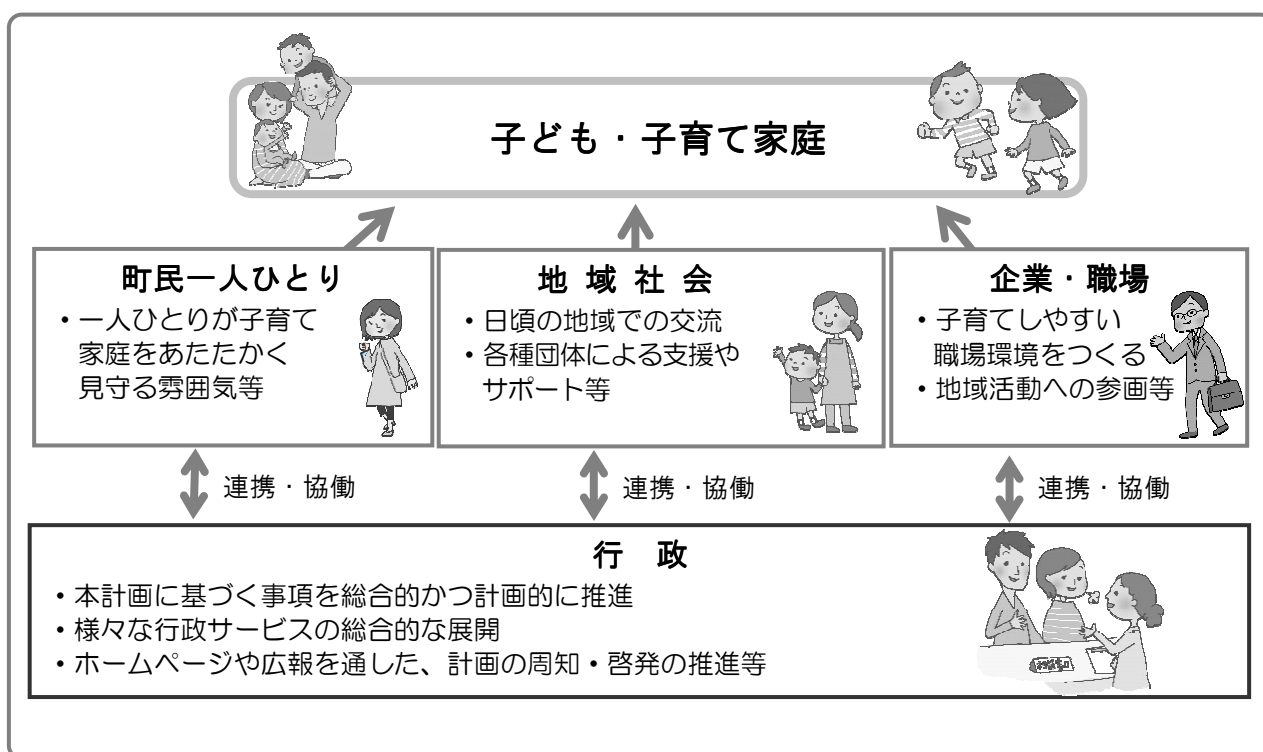
このため、企業・職場が主体となり、働きやすい職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを生かしながら地域活動に参画するよう促します。

## (5) 各種団体の役割

社会全体で子育て家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく地域社会で活動している多くの団体が行政や町民と連携し、協働しながら、子どもの健全な成長を支援することが必要です。

### ■計画の推進に向けた役割（イメージ）



## 2 計画の推進に向けた連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制のもとに子ども・子育て支援を推進することを目指します。

### (1) 町内における関係者の連携と協働

本町は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じた計画的な基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育園等においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う必要があるとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となります。この際、円滑な連携が可能となるよう、町は積極的に関与していきます。

### (2) 近隣市町との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域資源を有効に活用するため、地域の実情と必要に応じて近隣市町と連携して事業を実施するなど、広域的な取り組みを推進することが必要となります。

そのため、町民が希望するサービスを利用できるよう近隣市町と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行い、個々のサービス特性に留意して、必要な連携と協働を行っていきます。

### (3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所等を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

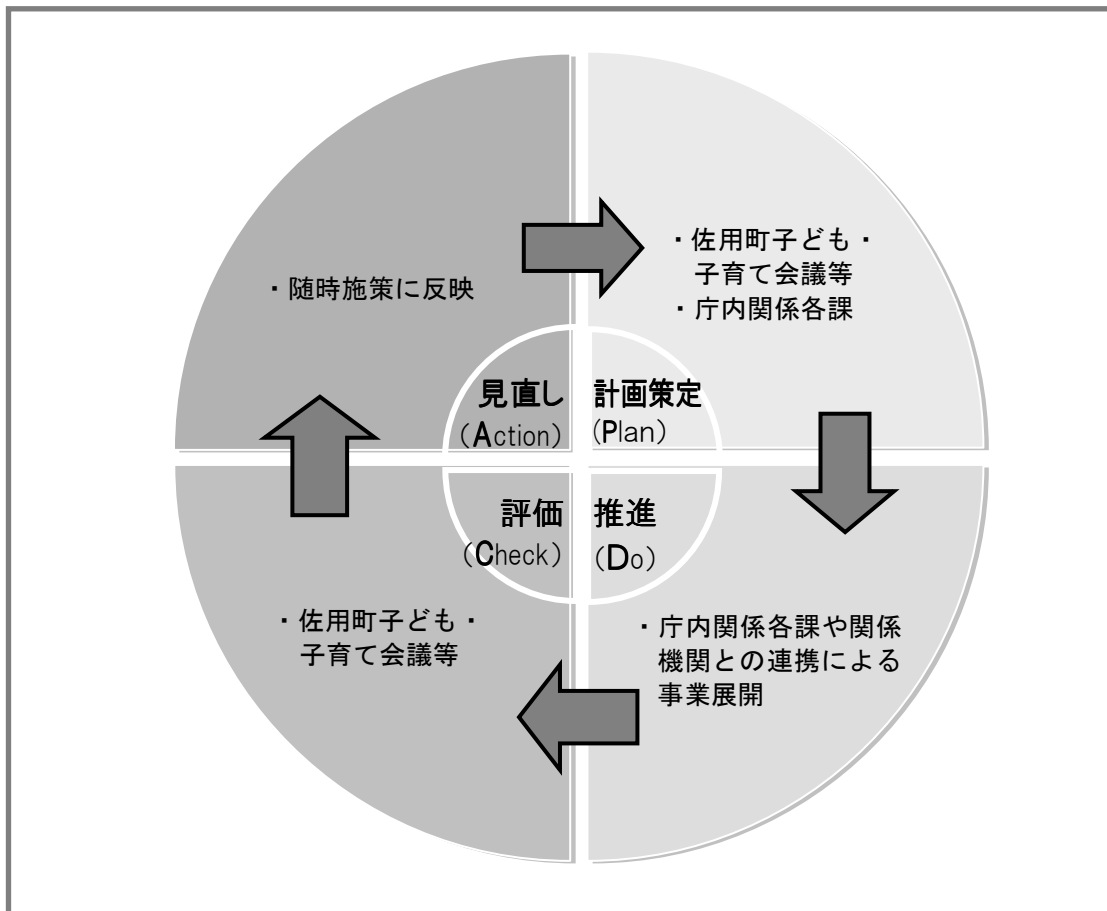
また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町間の連携を図るうえでは、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。



### 3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策の実施状況については、「佐用町子ども・子育て会議」等に報告し、内容の確認と今後の施策の方向性について意見を聴取するなどの点検・評価を行い、その結果を踏まえて施策の充実・見直しについて検討を行うなど、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。





## 佐用町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、佐用町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者

(3) 法第6条に規定する保護者

(4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に召集する会議は、町長が召集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるものの他、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 佐用町子ども・子育て会議委員名簿

※平成29年度～平成30年度

所属・役職等	氏名	条例第3条第2項別
佐用郡医師会	岡本 泰子	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
佐用町教育委員会 (教育課教育推進室長)	大野 公嗣	
佐用町青少年育成センター所長	茅原 武	
小学校・中学校校長代表	石田 修	子ども・子育て支援の関係団体に属する者
佐用マリア幼稚園代表	春名 昌哉	
佐用町保育園代表(代表園長)	福本加奈子	
佐用郡PTA連合会代表	矢野 博文	法第6条に規定する保護者
佐用町保育園保護者会連絡協議会代表	村上 誠紀	
佐用マリア幼稚園保護者会代表	春名 隆寛	
佐用町子ども会連絡協議会代表	保田 昌利	
佐用郡経営者協会 (少子化対策部会長)	谷本 学	その他町長が必要と認める者
主任児童委員・計画策定員	岡田真希子	
計画策定員	谷口 勝昭	
佐用町社会福祉協議会事務局長	橋本 公六	

(敬称略、順不同)

佐用町子ども・子育て支援事業計画

【平成29年9月改訂版】

発行 編集 佐用町健康福祉課 子育て支援室

住 所 〒679-5305 兵庫県佐用郡佐用町長尾905番地9  
TEL：0790-82-0341  
FAX：0790-82-0342